

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第9号

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

第1条 大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
職務の級	区分	管理職手当の月額	職務の級	区分	管理職手当の月額
8級	1種	<u>142,200円</u>	8級	1種	<u>141,300円</u>
	2種	<u>130,900円</u>		2種	<u>130,000円</u>
	3種	<u>113,800円</u>		3種	<u>113,000円</u>
	4種	<u>102,400円</u>		4種	<u>101,700円</u>
7級	1種	<u>127,600円</u>	7級	1種	<u>126,800円</u>
	2種	<u>117,400円</u>		2種	<u>116,700円</u>
	3種	<u>102,100円</u>		3種	<u>101,400円</u>
	4種	<u>91,900円</u>		4種	<u>91,300円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第3（第3条関係）			別表第3（第3条関係）		
職務の級	区分	管理職手当の月額	職務の級	区分	管理職手当の月額
8級	1種	<u>112,900円</u>	8級	1種	<u>112,000円</u>
	2種	<u>103,900円</u>		2種	<u>103,000円</u>
	3種	<u>90,300円</u>		3種	<u>89,600円</u>
	4種	<u>81,300円</u>		4種	<u>80,600円</u>
7級	1種	<u>99,800円</u>	7級	1種	<u>98,900円</u>
	2種	<u>91,800円</u>		2種	<u>91,000円</u>
	3種	<u>79,800円</u>		3種	<u>79,200円</u>
	4種	<u>71,800円</u>		4種	<u>71,200円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第2条 大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
職	区分	職	区分
(略)	(略)	(略)	(略)
技術長	(略)	技術長	(略)
事業管理部副理事 経営管理部総務課参事		理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事 経営管理部総務課参事 経営管理部財務課参事 経営管理部広域連携課参事	
経営管理部広域連携課参事		事業管理部計画課参事	
事業管理部村野浄水場次長 事業管理部庭窪浄水場次長 事業管理部送水管理センター次長 事業管理部北部水道事業所次長 事業管理部東部水道事業所次長 事業管理部南部水道事業所次長 事業管理部水質管理センター次長		事業管理部村野浄水場次長 事業管理部庭窪浄水場次長 事業管理部送水管理センター次長 事業管理部北部水道事業所次長 事業管理部東部水道事業所次長 事業管理部南部水道事業所次長 事業管理部水質管理センター次長	
事業管理部村野浄水場浄水管理室長 事業管理部庭窪浄水場浄水管理室長 事業管理部南部水道事業所建設室長	(略)	事業管理部村野浄水場浄水管理室長	(略)
		事業管理部南部水道事業所建設室長	

附 則

(施行期日)

- この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成25年12月1日から適用する。

(内払)

- 新規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の規定に基づいて平成25年12月1日以後の分として支給された給与は、新規程の規定による管理職手当の支給の内払とみなす。